

1 保健事業契約書

(1) 東部医師会長と鳥取市長との契約書

老人保健法第20条及び、第23条の規定にもとづいて市町村が行う、健康手帳の交付を除く医療以外の保健事業（以下単に「老人保健事業」という。）の業務に関して、鳥取市（以下「甲」という。）と鳥取県東部医師会長（以下「乙」という。）とは、次の契約を締結する。

この場合、乙は鳥取県東部医師会の代表者として、かつ鳥取県東部医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 甲は、老人保健事業実施上の必要事項を定めるにあたっては乙と協議するものとし、乙は老人保健事業が円滑に遂行されるように、医学的、保健学的立場から甲に協力するものとする。

第2条 甲は、老人保健事業に関する業務について、丙の協力を必要とする場合には、乙を経由してその協力を要請するものとする。

2 丙が前項の甲の協力要請を承諾して老人保健事業に従事した場合には、別に締結した老人保健事業実施に関する覚書にもとづいて実施するものとする。

第3条 甲が老人保健事業の一部を老人保健法第23条の規定にもとづいて、乙及び丙以外の者に対して実施委託する場合において、その委託の相手方が公的機関若しくは、公益法人でない場合には、甲はその者の行う業務に関する医学的評価について、乙の意見を聴くものとする。

第4条 甲は、老人保健事業に関する業務を実施中に丙が蒙った災害については、鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取市条例第31号）の規定に準じて取扱うものとする。

第5条 丙が老人保健事業に関する業務を実施中に生じた事故及び、その業務により生じた事故並びに、損害については、甲がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 前項の場合において、丙に故意又は、重大なる過失がある場合には、甲は丙に対して求償権を取得する。

3 この業務に従事した丙が対象者から損害賠償請求の訴を提起された場合には、甲は訴訟参加などによって丙に全面的に協力するものとする。

4 事故が、この業務に従事した丙の責に帰すべからざる事由によって生じたにもかかわらず、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を蒙った場合又は、

そのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償し又は、防止するため適切な措置を講ずるものとする。

第6条 前条に定める措置については、甲及び乙により選出した者によって構成された老人保健事業事故調査委員会に調査審議を求め、その報告にもとづいて処理するものとする。

2 前項による市町村老人保健事業事故調査委員会設置要綱は別に定める。

第7条 この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもってその都度協議するものとする。

第8条 この契約の有効期間は昭和58年4月1日より昭和59年3月31日までとする。

この契約の期間満了の3ヶ月前までに契約当事者の何れか一方から更新の拒絶又は、内容を変更しなければ更新しない旨の通知をしない時は、期間満了の際、同一条件で更に1ヶ年間契約を更新したものとする。以降有効期間満了のときも同様とする。

この契約の証として、この証書を作成し、双方記名捺印し、甲乙各1通を所有するものとする。

昭和58年4月1日

甲 鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

鳥取市長 西 尾 優 (印)

乙 鳥取県東部医師会長

桑 田 岩 雄 (印)

老人保健事業実施に関する覚書

老人保健法の医療以外の保健事業に関する契約書第2条の規定により、市町村長（以下「甲」という。）と鳥取県東部医師会長（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結する。

1. 老人保健事業の円滑なる推進を図るため、市町村が設置する地域保健対策推進協議会（健康づくり推進協議会）の医師会より選出する委員については、甲乙協議するものとする。

2. 老人保健事業の業務及び、報酬の額は、次のとおりとする。

ア 健康教育及び健康相談の実施計画については、甲乙協議して定め、その報酬の額は別表報償費、委託料単価表の額とし、甲はその都度丙に支払うものとする。

イ 健康診査（個別）の実施計画については、甲乙協議して定め、その報酬の額は別表報償費、委託料単価表の額とし、甲はその都度丙に支払うものとする。

A 自己負担金の徴収は甲が行うものとする。

B 精密健康診査において、心電図検査と眼底検査を同時に実施することが望ましいが、やむを得ない事情がある場合には、当面段階的に実施しても差し支えないものとする。

C 健康診査の結果において、治療のための検査を必要と認めたもの若しくは、治療を必要とするものに対して、丙はすみやかに適切な方法をとることができるものとする。

ウ 集団検診の実施計画については、甲乙協議して定め、1回の検診時間は概ね2時間以内とし、その報酬の単価はアの項において定める額と同一とするものとする。

エ 機能訓練は甲と訓練施設において十分協議して実施するものとし、丙は必要に応じて協力するものとする。

オ 訪問指導に際しては、主治医との連携のもとに行うものとする。

3. 保健事業費国庫補助金交付基準の額に変更あるときは甲乙協議の上その都度新たに別表を作成するものとする。

但し、別表の額は保健事業費国庫補助金交付基準の額を下廻らないものとする。

4. この覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもってその都度協議するものとする。

5. この覚書を変更する必要の生じたときは、甲乙誠意をもってその都度協議するものとする。

この覚書は昭和60年4月1日より昭和61年3月31日まで有効とする。ただし、甲

乙ともに変更の意志を表明しないときは有効期間を自動的に延長するものとする。
この覚書の証として、この証書を作成し、双方記名捺印し、甲乙各1通を所有するものとする。

昭和60年4月1日

甲 鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長 西 尾 優 (印)

乙 鳥取県東部医師会長

桑 田 岩 雄 (印)

(2) 中部医師会長と倉吉市長との契約書

老人保健法第14条（健康教育）、第15条（健康相談）、第16条（健康診査）、第18条（機能訓練）及び第19条（訪問指導）に関する業務につき、同法第20条及び第23条の規定に基づき倉吉市が実施すべき保健事業（以下単に「保健事業」という。）の業務に関して、倉吉市長（以下「甲」という。）と鳥取県中部医師会長（以下「乙」という。）とは次の契約を締結する。

この場合、乙は鳥取県中部医師会の代表者として、かつ鳥取県中部医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 甲は、保健事業実施上の必要事項を定めるに当たっては、乙と協議するものとし、乙は保健事業が円滑に遂行されるように、医学的・保健学的立場から甲に協力するものとする。

第2条 甲は、保健事業に関する業務につき丙の協力を必要とする場合は、乙を経由してその協力を要請するものとする。

2. 丙が前項の甲の協力要請を承諾し、保健事業に従事した場合には、甲は保健事業の業務の種別により報酬として、別に定める額を支払うものとする。

第3条 甲が保健事業の一部につき、老人保健法第23条の規定に基づいて、乙以外の者に対してその実施を委託する場合において、その委託の相手方が公的機関もしくは公益法人でない場合は、甲はその者の行う業務に関する医学的評価について、乙の意見を聴くように努めること。

第4条 甲は、保健事業に関する業務に従事中に丙が被った災害について、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の例に準じてその損失を補償するものとする。

第5条 丙が保健事業に関する業務を実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2. 前項の場合において、丙に故意又は重大なる過失のある場合は、甲は丙に対して求償権を有する。

3. 当該業務に従事した丙が対象者から損害賠償請求の訴を提起された場合には、甲は訴訟参加などによって丙に全面的に協力するものとし、丙が賠償責任を負担しなければならない場合には、丙に故意又は重大な過失のない限り、甲においてその損失を直ちに填補するものとする。

4. 事故が、当該業務に従事した丙の責に帰すべからざる事由によって生じたにもかかわらず、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を被った場合又はその

おそれがある場合には、甲は、その損失を補償し又は防止するため適切な措置を講じるものとする。

第6条 第4条及び第5条に定める諸措置については、甲が乙と協議して設置する保健事業事故調査専門委員の調査に付し、その意見に基づいて処理するものとする。

2. 保健事業事故調査専門委員及び権限は別に定めるところによる。

第7条 本契約に定めのない事項については、甲・乙誠意をもってその都度協議するものとする。

第8条 本契約の有効期間は、昭和58年4月1日より昭和59年3月31日までとする。

2. この契約の期間満了の2か月前までに契約当事者の何れか一方から更新拒絶の通知又は内容を変更しなければ更新しない旨の通知をしない時は、期間満了の際、同一の条件で更に1か年契約を更新したものとみなし、以後契約満了の時においても同様とする。

ただし、翌年度以降においては、この契約にかかる予算が成立したときに効力を生ずるものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、双方署名捺印し、甲・乙各1通を所持する。

昭和58年4月1日

甲 倉吉市長 牧 田 実 夫 ⑤

乙 倉吉市旭田町18

社団法人鳥取県中部医師会

会 長 松 田 伸 ⑤

覚 書

老人保健法の医療以外の保健事業の実施について、倉吉市長（以下「甲」という。）と、鳥取県中部医師会長（以下「乙」という。）とは老人保健法の医療以外の保健事業に関する契約書のとおり事業を遂行するため、次のとおり覚書を交換する。

記

1. 健康づくり推進協議会

健康づくり推進協議会における医師会の委員については、乙の推せんする者とし、その数は甲乙協議するものとする。

2. 健康診査

健康診査の結果、医療機関において治療のための検査が必要な者又は治療が必要な者に対して、甲は原則としてかかりつけの医療機関で受診するよう指導するものとする。

3. 健康診査単価

健康診査の単価は、別に定める単価を適用するものとする。時間、場所などあらかじめ定めて行う健康診査については、一括方式の単価を適用し、それ以外の場合は個別方式単価を適用する。

4. 医師報酬

保健事業の実施に係る医師への報酬は、業務の種別や時間などを勘案して定めるものとする。

5. 訪問指導

訪問指導に際しては、原則として主治医との連携のもとに行うものとする。

6. この覚書に定めない事項については、その都度甲乙両者とも誠意をもってこれにあたる。

7. この覚書を変更する必要を生じた時は、甲・乙それぞれ誠意をもってその都度協議する。

本覚書は、昭和58年4月1日より発効し、昭和59年3月31日まで有効とする。ただし、甲・乙とも変更の意志を表明しないときは、有効期間を自動的に延長するものとする。

これを証するため、本覚書を2部作成し甲・乙各1通を保持する。

昭和58年4月1日

甲 倉吉市長 牧 田 実 夫 ⑩

乙 倉吉市旭田町 1 8

社団法人鳥取県中部医師会

会 長 松 田 伸 ⑩

(3) 西部医師会長と米子市長との契約書

(前文) 老人保健法(昭和57年法律第80号)第14条(健康教育)、第15条(健康相談)、第16条(健康診査)、第18条(機能訓練)及び第19条(訪問指導)に関する業務につき、同法第20条及び第23条の規定にもとづき市が実施すべき保健事業(以下単に「保健事業」という。)の業務に関して、米子市(以下「甲」という。)と鳥取県西部医師会長(以下「乙」という。)とは、次の契約を締結する。

この場合、乙は、鳥取県西部医師会の代表者として、かつ鳥取県西部医師会の会員たる医師(以下「丙」という。)の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 甲は、保健事業実施上の必要事項を定めるにあたっては、乙と協議し、乙は、保健事業が円滑に遂行されるように、医学的・保健学的立場から甲に協力するものとする。

第2条 甲は、保健事業に関する業務につき丙の協力を必要とする場合は乙を経由してその協力を要請するものとする。

2. 丙が前項の甲の協力要請を承諾し保健事業に従事した場合には、保健事業の業務の種別により報酬として別に定める額を(甲の定める方法により)支払うものとする。

第3条 甲が保健事業の一部につき、老人保健法第23条の規定にもとづいて、乙以外の者に対してその実施を委託する場合において、その委託の相手方が公的機関もしくは公益法人でない場合は、甲は、その者の行う業務に関する医学的評価について、乙の意見を聴くようつとめること。

第4条 甲は、保健事業に関する業務に従事中に丙が被った災害について、地方公務員の例に準じてその損失を補償するものとする。

第5条 丙が保健事業に関する業務を実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故並びに損額については、甲がその責任において負担と処理にあたるものとする。

2. 前項の場合において、丙に故意又は重大なる過失のない限り、甲は丙に対して求償することはできない。

3. 当該業務に従事した丙が対象者から損害賠償請求の訴を提起された場合には、甲は訴訟参加などによって丙に全面的に協力するものとし、丙が賠償責任を負担しなければならない場合には、丙に故意または重大なる過失のない限り、甲においてその損失を直ちに填補するものとする。

4. 事故が、当該業務に従事した丙の責に帰すべからざる事由に由って生じたにもかかわらず、丙がその事故に関連して医業の不利益その他の損失を被った場合又はそのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償し又は防止するため適切な措置を講ずる

ものとする。

第6条 前2条に定める諸措置については、災害又は事故発生の都度米子市老人保健法の医療以外の保健事業事故調査会（以下「調査会」という。）を設置して、その審議に付しその意見に基づいて処理するものとする。

2. 調査会の組織及び権限は、別に定めるところによる。

本契約に定めのない事項については、甲、乙は誠意をもってその都度協議するものとする。

本契約の有効期間は、昭和58年5月2日より昭和59年3月31日までとする。

この契約の期間満了の3か月前までに契約当事者の何れか一方から改廃の申し出がない場合は同一の条件で更に一か年契約を更新したものと見なし、以後の有効期間満了のときにおいても同様とする。ただし、翌年度以降においては本契約に係る甲の予算が成立したとき効力を生ずるものとする。

（後文） この契約の証として、この証書を作成し、双方署名押印し、甲、乙各1通を所持する。

昭和58年5月2日

甲 米子市長 松 本 徹 ⑤

乙 米子市久米町136番地

鳥取県西部医師会

会 長 中 曾 栄 吾 ⑤

覚 書

老人保健法（昭和57年法律第80号）の医療以外の保健事業の実施について、米子市長（以下「甲」という）と、鳥取県西部医師会長（以下「乙」という）は契約書の通り事業を遂行するため、次の通り覚書を交換する。

記

1. 地域保健対策推進協議会

地域保健対策推進協議会（健康づくり推進協議会）における医師会の委員については、乙の推せんする者とし、その数は、甲、乙協議して定めるものとする。

2. 健康診査

健康診査の結果、医療機関において治療のための検査が必要な者、若しくは治療が必要な者に対して甲はすみやかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

3. 健康診査単価

健康診査の単価は、国の補助基準単価を適用するものとする。時間場所などあらかじめ定めて行う健康診査については、一括方式の単価を適用し、それ以外の場合は個別方式単価を適用する。

4. 医師報酬

保健事業の実施に係る医師への報酬の額は、業務の種別や時間など勘案して定めるものとする。ただし、当該報酬の額は、保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（昭和58年2月1日施行）別表Iに掲げる基準額を限度とする。

5. 訪問指導

訪問指導に際しては、原則として主治医との連携のもとに行うものとする。

6. この覚書に定めない事項については、その都度、甲、乙両者とも誠意を以ってこれに当たる。

7. この覚書を変更する必要を生じた時は、甲、乙夫々誠意を以ってその都度協議する。

本覚書は昭和58年5月2日より発効し、昭和59年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙とも変更の意志を表明しない時は、有効期間を自動的に延長するものとする。

これを証するため、本覚書を2部作成し、甲、乙夫々1部ずつこれを保有する。

昭和58年5月2日

甲 米子市長 松 本 徹 ⑩

乙 米子市久米町136番地

鳥取県西部医師会

会 長 中 曾 栄 吾 ⑩